定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十一月二十二日

群馬県館林市花山町二三一九番地の一

三幸食品株式会社

代表取締役　鶴岡　重幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十一月二十二日

東京都港区芝三丁目三二番三号

シムライズ株式会社

代表取締役　玉江　敦彦

株式併合につき通知公告

当社は、株式百株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

平成二十九年十一月二十二日

東京都墨田区千歳三丁目一二番七号

株式会社サハダイヤモンド

代表取締役　小松　賢壽

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社大昌貿易行と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年十一月二十二日

東京都港区六本木五丁目一八番二号

安達貿易株式会社

代表取締役　細貝　孝一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるジョー・モスカト、飯塚晃英が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十一月二十二日

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

キャタピラー・ユーズド・エクウィップメント・サービシーズ・インク

日本における代表者　ジョー・モスカト

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鎌形武彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十一月二十二日

東京都港区西新橋一丁目二二番五号六階

コイシカワ・ツー・ピーティーイー・リミテッド

日本における代表者　鎌形　武彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である大門英次が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十一月二十二日

東京都港区虎ノ門一丁目二番八号虎ノ門琴平タワー二二階

グリーグ・スター・シッピング・エイ・エス

日本における代表者　大門　英次

限定承認公告

本籍北海道釧路市緑ケ岡五丁目四〇番地、最後の住所北海道釧路郡釧路町鳥通西八丁目八〇番地

被相続人　亡　加藤　一郎

右被相続人は平成二十九年七月二十九日死亡し、その相続人は平成二十九年十一月十四日釧路家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

北海道釧路郡釧路町河畔三丁目二番地Ｔ１―二〇二号室

相続財産管理人高橋美香

右代理人弁護士　今　重一

限定承認公告

本籍神奈川県川崎市多摩区南生田五丁目八五三一番地一四四、最後の住所神奈川県川崎市多摩区南生田五丁目五番七号

被相続人　亡　坂野　義光

右被相続人は平成二十九年五月七日死亡し、その相続人は平成二十九年十一月十日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

東京都東久留米市下里五―一九―一二

相続財産管理人　坂野　啓

限定承認公告

本籍東京都杉並区永福二丁目五〇番地、最後の住所千葉県大網白里市みずほ台二丁目二七番地九

被相続人　亡　芝野　成男

右被相続人は平成二十九年七月三日死亡し、その相続人は平成二十九年十一月七日千葉家庭裁判所八日市場支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

東京都板橋区成増三丁目三七―八―二一〇

プラザ・サン・タナカ五号館

相続財産管理人　芝野　泰弘

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己及び庚の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己及び庚は解散することにいたしました。なお、甲はこの合併に伴い商号を株式会社セクションエイトに変更する予定です。また、甲は合併に先立ち、資本金の額を三億二千万円減少することにいたしました。

この合併または資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。

(乙)　掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十九年十月二十三日

掲載頁　四頁

(丙)　掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十九年十月二十三日

掲載頁　四頁

(丁)　掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十九年十一月十四日

掲載頁　七頁

(戊)　掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十九年十一月十四日

掲載頁　四頁

(己)　計算書類の公告義務はありません。

(庚)　掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十九年十一月十四日

掲載頁　七頁

平成二十九年十一月二十二日

東京都千代田区有楽町一丁目一二番一号

新有楽町ビル二階

(甲)　セクションエイトホールディング株式会社

代表取締役　湯本　達也

東京都品川区上大崎二丁目七番五号目黒Ｔビル　(乙)　株式会社セクションエイト

代表取締役　横山　淳司

東京都品川区上大崎二―七―五

(丙)　株式会社セクションワン

代表取締役　横山　淳司

東京都品川区上大崎二丁目七番五号目黒Ｔビル

(丁)　株式会社相席屋

代表取締役　太田　光則

東京都品川区上大崎二丁目七番五号目黒Ｔビル　(戊)　株式会社インフィニティ

代表取締役　川崎　智志

東京都品川区上大崎二丁目七番五号目黒Ｔビル　(己)　合同会社アクト

代表社員　株式会社セクションエイト

職務執行者　太田　光則

東京都品川区上大崎二丁目七番五号目黒Ｔビル　(庚)　株式会社アトム

代表取締役　太田　光則

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十九年十二月二十五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十九年十一月二十二日

大阪市北区西天満四丁目五番五―二〇三号

株式会社エム・シー・シー・ネットワーク

代表取締役　高畑　修治

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十二日付第二五二　号六四ページ●同日付政府調達第二二一　号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月二六四円（本体二五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）